

各位

会 社 名 株式会社クリーク・アンド・リバー社 代表者名 代表 取締役社長 井川 幸広 (東証プライム コード番号 4763) 問合せ先 取 締 役 管理 グループ グループマネージャー 黒崎 淳 (TEL:03-4550-0008)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年4月7日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を 2022 年5月26日開催予定の第32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の現状の事業内容に即し、目的事項の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的につきまして、所要の追加を行うものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款 を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - 4 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定 款第19条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、任期調整に関する同条第2項を削除するものであります。
- (4)機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会においても決議できるよう、変更案のとおり定款第39条(剰余金の配当及び自己株式の取得等の決定機関)を新設するものであります。併せて、同条と内容が重複する現行定款第9条(取締役会決議による自己株式の取得)及び現行定款第41条(中間配当金)を削除するとともに、基準日等に関する規定を整備するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

変更案 現行定款 第1章 総則 第1章 総則 (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (条文記載省略) $1. \sim 37.$ $1. \sim 37.$ (現行どおり) ≪新設≫ 38. 農作物の生産、販売及び農業生産に係る作業委託業 39. 食品の生産、加工、販売及び飲食店の経営 38. 前各号に付帯する一切の業務 40. 前各号に付帯する一切の業務 第2章 株式 第2章 株式 ≪削除≫ (取締役会決議による自己株式の取得) 第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定によ り、取締役会の決議をもって自己株式を取得する ことがで<u>きる。</u> 第 <u>10</u>条~第 <u>11</u>条 (条文記載省略) 第9条~第10条 (現行定款第10条~第11条どおり) 第3章 株主総会 第3章 株主総会 (株主総会の招集) (株主総会の招集) 第12条~第15条 (条文記載省略) 第11条~第14条 (現行定款第12条~第15条どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみな ≪削除≫ し提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類 に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインターネットを利 用する方法で開示することにより、株主に対して 提供したものとみなすことができる。 ≪新設≫ (電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類等の内容である情報について、電子提供措置 をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令 で定めるものの全部または一部について、議決権の基 準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 第<u>17</u>条~第<u>18</u>条 (条文記載省略) 第<u>16</u>条~第<u>17</u>条 (現行定款第17条~第18条どおり)

現行定款

(取締役の任期)

- 第<u>19</u>条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとする。
- 2. 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠と して選任された取締役の任期は、在任取締役の任期 の満了する時までとする。

第20条~第38条 (条文記載省略)

第7章 計算

第39条 (条文記載省略)

≪新設≫

(剰余金配当の基準日)

第40条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 2月末日とする。

≪新設≫

(中間配当金)

第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年8月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第42条 (条文記載省略)

≪新設≫

変 更 案

(取締役の任期)

第<u>18</u>条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会終結の時までとする。

≪削除≫

第 <u>19</u> 条〜第 <u>37</u> 条 (現行定款第 20 条〜第 38 条どおり)

第7章 計算

第38条

(現行定款第39条どおり)

(剰余金の配当及び自己株式の取得等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

- 第40条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 2月末日とする。
- 2. 当会社の中間配当の基準日は毎年8月末日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

≪削除≫

第41条

(現行定款第42条どおり)

附則

- 第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更 案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の 一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則 第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 である2022年9月1日(以下、「施行日」という) から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内 の日を株主総会の日とする株主総会については、現 行定款第16条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または 前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいず れか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更効力発生日 2022年5月26日 (予定) 2022年5月26日 (予定)

ただし、第 15 条の新設は、「会社法の一部を改正する法律」 (令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する 改正規定が施行される 2022 年 9 月 1 日をもって効力を生じ るものとします。

以 上